様式第8号（第10条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 身分証明書  №  所属  氏名  写真はり付け欄 　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　年　　月　　日  廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに丸亀市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づく立入検査をする職員であることを証明する。  　　　年　　月　　日　交付  丸亀市長 |

（裏）

|  |
| --- |
| 丸亀市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例  （抜粋）  （立入検査）  第19条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  ３　第１項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |